（前のページより続き）

○運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（同三一）　一七三
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三二）　一七三

〔告　示〕

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件
（総務・農林水産・国土交通二）　一七四
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件
（財務一〇一）　一七五
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（同一〇二）　一八九
○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十九年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一〇三）　一九〇
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十九年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一〇四）　一九〇
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十九年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十九年度における輸入基準数量を定める件（同一〇五）　一九〇
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等
（文部科学・厚生労働四）　一九一
○雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働一六八）　一九一
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（同一六九）　一九二
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（同一七〇）　一九二
○雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一七一）　一九二
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
（同一七二）　一九二
○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件
（農林水産五一二）　一九二

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第七号）（外務省）

1　在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（法律第八号）（文部科学省）

1　災害共済給付の対象の拡大

㈠　独立行政法人日本スポーツ振興センターは、専修学校（高等課程に係るものに限る。）の管理下における生徒の災害についても、災害共済給付を行うことができることとした。（第三条関係）

㈡　独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当分の間、一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害についても、災害共済給付を行うことができることとした。（附則第八条第一項関係）

2　施行期日

この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（法律第九号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の目的及び業務に学資の支給を追加することとした。（第三条及び第一三条関係）

2　機構は、学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）を、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給することとした。（第一七条の二関係）

3　機構は、学資支給金の支給を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができることとした。（第一七条の三関係）

㈠　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

㈡　学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

4　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることとした。（第一七条の四関係）

5　学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第一七条の五関係）

6　学資支給基金

㈠　機構は、1の学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、㈡により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てることとした。

㈡　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができることとした。（第二三条の二関係）

7　機構は、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととした。（第二三条の三関係）